

第1号様式（第2条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

神奈川県 保健福祉事務所長殿

申請者 住 所〔法人にあつては、主たる事務所の〕
氏 名〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
生年月日 年 月 日

次のとおり旅館業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

申 請 区 分		1 新規 2 譲受け
営 業 の 種 別		1 旅館・ホテル営業 2 簡易宿所営業 3 下宿営業
旅館業の施設	所在地	郵便番号（ — ） 電話
	名 称	
譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨		私は、上記の旅館業の営業を 年 月 日に譲り受けました。 上記の記載は、事実と相違ありません。 年 月 日 譲渡人氏名 (署 名)
宿泊者名簿を営業者の事務所で保管する場合は、当該事務所の所在地及び名称	所在地	郵便番号（ — ） 電話
	名 称	
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	有（ ） 無
	2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	有（ ） 無
	3 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者	有（ ） 無
	4 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者	有（ ） 無
	5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して5年を経過しない者（8において「暴力団員等」という。）	有（ ） 無
	6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から5までのいずれかに該当するもの	有（ ） 無
	7 法人であつて、その業務を行う役員のうちに1から5までのいずれかに該当する者があるもの	有（ ） 無
	8 暴力団員等がその事業活動を支配する者	有（ ） 無
旅館業法施行規則第5条第1項各号の施設に該当することの有無		有（ ） 無
付近200メートル以内に学校等がある場合は、学校等との距離及び学校等の名称		

(裏)

構 造 設 備 等 の 概 要

譲受けの場合の構造設備等の変更の有無			有 ・ 無		
使用する施設及びその面積		造 平屋建 棟 計 棟延べ m ²			
客室及び定員	広 さ	室 数	鍵の掛かる 構造設備の有無	定 員	寝台の有無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	m ²	室	有・無	人	有・無
	合 計	室		人	
客室の採光 及 び 照 明	自然採光 ・ 人工照明		客室の換気	自然換気 ・ 動力換気	
玄関 帳場又は フロント	有 (面積 m ²) ・ 無				
	機能を代替する設備を有する場合は、その内容				
便 所	数	男性用 箇所	女性用 箇所	客室 箇所	
	便 器 の 数	大 個・小 個	個	大 個・小 個	
洗 面 設 備	個室 箇所・給水 (湯) 栓 個 共用 箇所・給水 (湯) 栓 個				
※洗 面 用 水	1 水道水 2 その他 ()				
浴 室 等	数 及 び 面 積	男性用 箇所 m ²	女性用 箇所 m ²	客室 箇所 m ²	
	浴 槽 数	屋内 () 屋外 ()	屋内 () 屋外 ()	屋内 () 屋外 ()	
	ろ過器等の有無	有 () ・ 無	有 () ・ 無	有 () ・ 無	
	気泡発生装置等の有無	有 () ・ 無	有 () ・ 無	有 () ・ 無	
	給水 (湯) 栓	個	個	個	
	脱 衣 所	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
	※原 湯	1 水道水 2 その他 ()			
	※原 水	1 水道水 2 その他 ()			
	※上り用湯	1 水道水 2 その他 ()			
	※上り用水	1 水道水 2 その他 ()			
排 水 処 理 方 法	1 下水道 2 浄化槽 3 その他 ()				
備 考					

- 備考 1 譲受けの場合には、表面の「営業の種別」及び「旅館業法施行規則第5条第1項各号の施設に該当することの有無」の各欄並びに裏面の各欄(※印の欄を除く。)のうち、変更がないものの記入を省略することができます。
- 2 上記1により記入を省略する場合には、表面の「譲受けの場合の営業を譲り受けたことを証する旨」の欄に営業譲渡の事実を記入し、譲渡人が署名してください。ただし、譲り受けたことを証する書面(契約書の写し等)を添付することにより、記入及び署名に代えることができます。